

国保運営方針の記載内容	取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
<b>第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しに関する事項</b>		
<b>第3節 赤字削減・解消の取組、目標年次等</b>		
<p>赤字が発生した市町は、目標年次、削減・解消に向けた取組等を定めた計画を策定して取組を実施し、毎年、その取組状況や改善結果等を連携会議で報告するものとします。赤字削減・解消の目標年次は5年以内を基本とします。</p>	<p>●赤字発生市町数：4市町（H30～R4） うち解消市町数：2市町（R3決算後）</p> <p>【成果・課題】 赤字発生市町数が減少するなど概ね順調に推移していますが、計画どおりに赤字削減が実行されず、計画延長を行った市町が1市町あります。 引き続き、赤字削減に向け取り組んでいく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においても、国民健康保険の安定的な財政運営を確保していくために、決算補填等目的の法定外一般繰入が行われないよう、引き続き、赤字削減・解消に取り組んでいく旨、記載していきます。</p>
<b>第4節 財政安定化基金の運用</b>		
<p>財源不足が生じた場合に県及び市町に対し貸付・交付を行います。</p>	<p>●貸付・交付実績ともに無し</p> <p>【成果・課題】 今後も、財政不足が生じた場合は対応を行っていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においても引き続き、記載していきます。</p>
<b>第5節 市町に対する財政支援</b>		
<p>国保財政の安定化に向け、市町に対する財政支援のあり方について必要性や実施方法等について適時適切に検討を行います。</p>	<p>●令和2年度から県繰入金（2号分）において、レセプト点検体制・収納対策・特定保健指導の実施体制の充実強化に係る人材確保等の費用について財政支援を開始しました。</p> <p>●納付金額を抑える観点から、財政安定化基金（財政調整機能分等）（R3～R5）、財政安定化基金（激変緩和分）（R4～R5）を活用しました。</p> <p>【成果・課題】 今後も、市町の財政状況に応じ、財政支援を実施していく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においても引き続き、記載していきます。</p>

国保運営方針の記載内容	取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
第3章 市町における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項		
第2節 保険料（税）水準の統一に向けた考え方		
<p>市町が県に納める国保事業費納付金の算定上、医療費水準を段階的に反映しない方向で進めるとともに、医療費の市町間格差の平準化に向け、医療費適正化等の取組を進めます。</p>	<p>●医療費指数反映係数（<math>\alpha</math>）： 0.7（H30）→0（R5）</p> <p>【成果・課題】 計画どおり、医療費指数反映係数（<math>\alpha</math>）を令和5年度納付金算定から「0」としました。</p>	<p>●医療費指数反映係数（<math>\alpha</math>）が、令和5年度において「0」となったことから、国の統一の類型では、「納付金算定基礎額ベースの統一」がなされたと言えます。</p>
<p>将来的な統一に向けた本格的な議論を進めるための準備として、保保険料（税）の算定方式を含めた統一の定義や前提条件等の考え方や課題を整理していきます。</p>	<p>●連携会議、作業部会において統一に向けた検討を実施しました。（主な合意事項：賦課算定方式の4方式から3方式への変更）</p> <p>【成果・課題】 令和4年度第1回三重県市町国保広域化等連携会議において各市町と令和11年度までに3方式に統一することで合意しました。引き続き、保険料（税）水準の統一に向け検討を進めていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においては、将来的な保険料の完全統一に向けた取組について、「保険料水準の統一に向けた検討」として記載していきます。</p>
第5節 激変緩和措置		
<p>被保険者の負担が急激に増加しないよう、平成30年度から令和5年度までの6年間は激変緩和措置を講じます。</p>	<p>●激変緩和措置総額：5,615百万円（H30～R5） （国費：1,968百万円 県費：3,647百万円） 交付市町数 H30:18市町、R1:17市町、R2:19市町、R3:15市町、R4:13市町、R5:16市町</p> <p>【成果・課題】 激変緩和措置について、令和5年度納付金算定で終了としました。</p>	<p>●激変緩和措置が終了することから、次期運営方針においては記載を削除します。</p>

国保運営方針の記載内容	取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
第4章 市町における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項		
第2節 収納対策		
<p>令和2年度までの目標収納率は、被保険者規模別に4つのグループに区分し、平成29年度までを対象とした三重県広域化等支援方針の目標収納率の考え方を参考に、平成28年度収納率に対して一定率を加算する方法により設定しました。</p> <p>令和3年度以降は、現状からの改善を図って全体的な底上げを行うことから、全国標準を目指すこととします。具体的には、国の保険者努力支援制度の評価対象である被保険者規模別全国上位5割（5割を達成している場合は3割）にあたる収納率の達成を目指します。</p>	<p>●目標収納率達成市町数：12市町（H30）→16市町（R3） 【別紙2参照】</p> <p>【成果・課題】 目標収納率の達成市町数が段階的に増加してきているところですが、各グループ単位でみた場合、目標収納率の達成割合に差が生じています。引き続き、全市町において目標収納率の達成に向け、県、市町及び国保連合会がより一層連携し、収納対策強化に取り組む必要があります。</p>	<p>●将来的な保険料の統一に向けては、収納率を高水準で維持していくこと、市町間での収納率格差の縮小が必要となることから、次期運営方針においても、目標収納率を設定し、取組を進めていく旨、記載していきます。</p>
<p>目標収納率を達成するため、県、市町、国保連合会で収納対策強化に取り組み、特に現年分の収納率向上に努めます。また、毎年目標収納率の達成状況等を連携会議で報告するものとします。</p>	<p>●全市町平均収納率（現年度分）：92.78%（H30）→94.23%（R3）</p> <p>●国保広域化等連携会議にて毎年目標収納率の達成状況等を報告・共有を行っています。</p> <p>【成果・課題】 全市町の平均収納率（現年度分）は上昇していますが、引き続き、収納率の向上に向け、県、市町及び国保連合会がより一層連携し、収納対策強化に取り組む必要があります。</p>	

国保運営方針の記載内容	取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
<p>第5章 市町における保険給付の適正な実施に関する事項</p>		
<p>第2節 レセプト点検の充実強化に関する事項</p>		
<p>保険給付の実施主体は市町であることから、引き続き市町において点検を行います。県においては、レセプト情報等の検索・閲覧が可能となることから、広域的又は医療に関する専門的な見地から市町が行った保険給付の点検を行います。</p>	<p>●市町訪問による指導実施市町数： H30年度：4市町，R1年度：5市町，R2年度：2市町，R3年度：なし，R4年度：4市町</p> <p>【成果・課題】 県に配置している医療給付専門指導員による電話相談、市町訪問による点検指導等を通じ、市町が行うレセプト点検を支援しました。今後も、引き続き、市町の取組を支援していく必要があります。</p>	<p>●国民健康保険事業実施状況報告書によるレセプト点検の財政効果（被保険者一人当たりの効果額）を見ると、平成29年度の1,907円に対し、平成30年度～令和2年度の平均額が2,103円であり一定上昇しているものの、平成30年度を除き、全国平均より低い状態が続いています。</p> <p>●次期運営方針においても、市町、国保連合会、県の連携を強化し、取り組んでいく旨、記載していきます。</p>
<p>県は、市町が再審査請求を行った項目について、情報の収集と共有化を図り、点検項目の標準化を図ります。</p>	<p>●市町が再審査請求を行った案件についても、国保連合会でのエラーチェックシステムに反映され、随時チェックが実施されています。</p> <p>【成果・課題】 国保連合会は、国保保険者事務電算化共同処理事業の一環として、全ての市町における二次点検を実施しているため、レセプト点検内容等の均一化・標準化が図れています。そのうえで、各市町独自に実施しているレセプト点検内容の向上に向けて、医療費適正化部会等において、県、市町、国保連合会の役割分担をふまえた点検取組について検討していく必要があります。</p>	

三重県国民健康保険運営方針に係る取組状況等について

資料 1 別紙 1

国保運営方針の記載内容		取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
	<p>県は、レセプト点検員の資質向上のため、国保連合会と連携し、研修会の開催や医療給付専門指導員による指導・助言を行います。</p>	<p>●レセプト点検研修会への参加市町数：平成30年度：6市町（令和元年度～4年度は開催実績なし、令和5年度は開催予定）                      ・市町訪問による指導実施市町数（再掲）：                      H30年度：4市町、R1年度：5市町、R2年度：2市町、R3年度：なし、R4年度：4市町</p> <p>【成果・課題】                      平成30年度に医療給付専門指導員による研修会を開催しましたが、新型コロナへの対応等により、それ以後開催していません。レセプト点検員の資質向上に向けて、研修会の開催を行っていく必要があります。</p>	
	<p>複数の保険者にまたがる不正請求が発覚した場合は、県は市町から委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を保険医療機関等に求めることができることになるため、不正利得徴収の仕組みを構築し、返還請求を行います。</p>	<p>●不正利得の回収に係る事務処理方針及び事務処理規約を策定(H30)                      ●返還請求事案：なし（H30～R4）</p> <p>【成果・課題】                      事案発生の際には適切に対応していく必要があります。</p>	

国保運営方針の記載内容	取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
<p>第3節 第三者求償事務の取組強化に関する事項</p> <p>第三者行為求償事務の一層の取組強化を図るため、市町は数値目標等を設定し、取り組めます。県は、市町の数値目標等を把握し、求償事務の継続的な取組が行えるよう支援します。</p>	<p>●全市町において、数値目標を設定し、取組を進めています。</p> <p>実績：第三者行為による納付金調定件数等                      H30：調定件数336件、調定額163,076千円                      R1：調定件数306件、調定額105,109千円                      R2：調定件数275件、調定額135,076千円                      R3：調定件数322件、調定額140,172千円</p> <p>【成果・課題】                      全市町で目標を設定し取り組んだ結果、近年は第三者行為による納付金調定件数、調定額とも上昇傾向にあります。引き続き、全市町が事務委託を行っていく国保連と連携し、取組を強化していく必要があります。</p>	<p>●第三者求償事務については、専門知識を要することから、平成30年以降、全市町が全ての第三者求償事務について、国保連合会へ委任し実施しています。</p> <p>●次期運営方針においても、市町、国保連合会、県の役割分担のもと取組を強化し実施していく旨、記載していきます。</p>
<p>県及び市町はホームページ等を利用し、周知・啓発を行います。また、消防や警察等の関係機関との情報提供の体制を構築します。</p>	<p>●ホームページ等での制度の周知及び各種申請様式等の掲載市町数：29市町</p> <p>●保健所と連携した食中毒にかかる情報提供体制の構築（令和元年度～）</p> <p>【成果・課題】                      消防等との情報提供体制の構築にむけて、医療費適正化部会において検討を進めていきます。</p>	



国保運営方針の記載内容	取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
<p>県は、市町における事務が適切に行われるよう、国保連合会と連携し、研修会を開催するなど指導・助言を行います。</p>	<p>●第三者行為損害賠償事務担当者研修会参加市町数：H30年度：29市町、R1年度：29市町、R2年度：コロナのため開催せず、R3年度：29市町、R4年度：29市町</p> <p>●第三者行為求償事務新任担当者研修会参加市町 R3：29市町、R4：25市町</p> <p>【成果・課題】 毎年度開催している研修会について、概ね全市町が参加しています。全市町が事務委託を行っている国保連合会と連携し、市町の事務負担軽減に向けた取組について、医療費適正化部会等において検討を進めていく必要があります。</p>	
<p>交通事故に限らず、すべての第三者直接求償に係る事務を国保連合会に委託できるよう、専門職員の確保等の体制構築の協力を行います。</p>	<p>●全ての第三者直接求償事務について、国保連合会への委任体制の構築（H30）</p> <p>●国保連への委託実施市町数及び委任件数 H30：28市町、435件 R1：24市町、375件 R2：26市町、345件 R3：28市町、358件 R4：25市町、360件</p> <p>【成果・課題】 事務委任を受けている国保連合会の体制強化に向け、専門的な知識を有する損保OB等経験者の確保に努めていく必要があります。</p>	

国保運営方針の記載内容	取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
<p>第4節 療養費の支給の適正化に関する事項</p> <p>療養費の支給についても、国保連合会にて療養費支給申請書の審査を行っています。県では、市町において療養費支給申請書における受付・審査時や患者調査実施による疑義があった場合に統一した対応ができるよう、事例を積み上げ基準づくりを行います。</p>	<p>●市町からの問合せに対し、国に照会し対応を行っています。</p> <p>【成果・課題】 療養費の審査は、支給基準等により国保連が実施しており、市町からの県への問合せも、年に数件にとどまっています。また、柔整、あはきは、1例1例の施術の状況、医師の指示や治療内容等をよく精査した上で、市町が給付の判断をすることとなっているため「事例を積み上げた基準づくり」は難しい状況となっています。</p>	<p>●現状をふまえ、取組内容を見直したうえで、療養費の支給の適正化に取り組んでいく旨、次期運営方針に記載していきます。</p>
<p>第6章 医療費の適正化の取組</p>		
<p>第2節 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>市町は、医療費適正化への取組を積極的に進めることとします。県は、先進的な取組事例を収集・情報提供など支援を行います。</p>	<p>●保険者努力支援制度（市町村分）の全国順位の推移（H30～R5） H30:24位→R1:19位→R2:32位→R3:34位→R4:32位→R5:29位</p> <p>【成果・課題】 保険者努力支援制度の評価結果において、全国下位にとどまっている特定保健指導実施率等の取組について向上を図っていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においても、保険者努力支援制度、保険者取組支援事業をとおり、医療費適正化の取組を進めていく旨、記載していきます。</p>



国保運営方針の記載内容		取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
	県は、県繰入金（2号分）の保険者取組支援事業交付金による財政支援を行います。	<p>●保険者取組支援制度における交付金額；10,540百万円（H30～R4）</p> <p>【成果・課題】 保険者努力支援制度の評価指標が毎年変更されるため、保険者取組支援制度の評価指標を検討する必要があります。</p>	
第3節 医療費適正化計画との関係			
	県及び各市町は、第3期三重県医療費適正化計画（平成30年度～令和5年度）に定められた取組の内容及び目標を踏まえ、医療費適正化に取り組みます。	<p>●第3期三重県医療費適正化計画における取組内容及び目標をふまえて各保険者で取り組んでいます。</p> <p>【成果・課題】 特定保健指導実施率等の目標値に達していない取組について、引き続き、向上を図っていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針と同時に策定する「第4期医療費適正化計画」の記載内容との整合性を図っていく旨、記載していきます。</p>
第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進			
第1節 広域的及び効率的な運営による事務の軽減			
	各市町が行う事務処理等について、個別に行うよりも複数の保険者にて共同して実施することにより、広域化・効率化が図れるものを検討し、実現可能なものから取り組むこととします。	<p>●コールセンター設置市町数：6市町（H30）→8市町（R4）</p> <p>【成果・課題】 ●保険料収納共同コールセンター等の取組を各市町において推進し、徐々に設置市町数を増やしてきています。引き続き、医療費適正化業務など共同実施の検討項目として掲げられている取組について、国保連合会と連携し、検討を進めていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においても、国保連合会と連携して、事務の共同化・効率化に取り組んでいく旨、記載していきます。</p>

国保運営方針の記載内容		取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
	<p>国保連合会と密接に連携して、事務の共同化・効率化を目指すとともに、新たな事業も検討していきます。</p>	<p>●国保連合会との共同、委託等により、「収納率向上対策研修会」の開催、滞納整理を専門とした指導・助言を受ける「徴収アドバイザー事業」の実施、事業状況報告書（月報・年報）の集計・確認及び国庫補助金申請関係の審査資料作成業務を実施しました。</p> <p>【成果・課題】</p> <p>●引き続き、国保連合会と密接に連携して、事務の共同化・効率化を目指すとともに、新たな事業についても検討していく必要があります。</p>	
<p>第2節 各事務処理における基準の標準化</p>			
	<p>各市町で判断することとされている様々な基準等について、事務標準化・収納率向上部会にて、必要性を検討したうえ基準の標準化を目指します。そして、その検討の経過及び結果を、マニュアル等の形で全市町に共有することとします。</p>	<p>●被保険者証と高齢者受給者証の一体化実施市町数：21市町（R4）</p> <p>●高額療養費の支給申請手続きの簡素化実施市町数：9市町（R4）</p> <p>【成果・課題】</p> <p>「被保険者証と高齢者受給者証の一体化」や「高額療養費の支給申請手続きの簡素化」などにおいて事務の標準化が進みつつあります。引き続き、各市町で判断することとされている様々な基準等の標準化について、事務標準化・収納率向上部会において検討を進めていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においても、事務処理基準の標準化等に向けに取り組んでいく旨、記載していきます。</p>

国保運営方針の記載内容	取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携		
第1節 地域包括ケアの推進		
<p>県及び市町は、部局横断的な議論の場へ参画し、地域の実情に応じた保健医療と福祉サービスに関する施策との連携が進むよう取り組みます。</p>	<p>●令和5年度保険者努力支援制度（市町村分）の評価指標「地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい・生活支援など部局横断的な議論の場に国保部局として参画し、KDB等を活用したデータ提供等により地域の課題を共有し、対応策を検討するとともに、地域支援事業に国保部局として参加」の実施市町数：27市町</p> <p>【成果・課題】 引き続き、参画を進めていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においては、「第3節 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」と統合のうえ、「保健医療サービス・福祉サービス等との連携」として記載していきます。</p>
第2節 国保データベース（KDB）システムの活用		
<p>県は情報基盤の活用により、市町における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行います。</p>	<p>●保健事業推進支援員による訪問市町数：29市町（R4）</p> <p>【成果・課題】 令和2年度から全市町（29市町）を訪問して支援を実施しています。今後も引き続き、必要な助言及び支援を行っていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においては、「第6章 医療費の適正化の取組」に移行のうえ、記載していきます。</p>

国保運営方針の記載内容	取組の状況（H30～R4）及び成果・課題	次期方針における記載の方向性について
<p>第3節 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</p> <p>三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を途切れることなく実施していきます。</p>	<p>●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取組市町数（R2～R4）：12市町</p> <p>【成果・課題】 令和6年度までに未実施の市町（17市町）についても実施されるよう、働きかけを行っていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においては、「第1節 地域包括ケアの推進」と統合のうえ、「保健医療サービス・福祉サービス等との連携」として記載していきます。</p>
<p>第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整</p> <p>連携会議を設置し、運営方針に基づく取組の進捗状況等を定期的に把握するとともに、意見交換や協議を行う。連携会議の下、引き続き国保財政運営部会、事務標準化・収納率向上部会及び医療費適正化部会を設置し、課題検討や実務調整を行います。</p>	<p>●連携会議の開催による協議：16回（H30～R4） （内訳 R2が4回ほか3回）</p> <p>●国保財政運営部会の開催による協議：12回（H30～R4）</p> <p>●事務標準化・収納率向上部会の開催による協議：11回（H30～R4）</p> <p>●医療費適正化部会の開催による協議：8回（H30～R4）</p> <p>【成果・課題】 連携会議や各作業部会の開催により、意見交換や協議を実施しました。引き続き、市町、国保連等関係機関との連携のもと、国保事業の安定的かつ円滑な運営を行っていく必要があります。</p>	<p>●次期運営方針においても引き続き、記載していきます。</p>